

# 指定居宅介護支援事業所運営規程

規程第 20 号

平成 24 年 12 月 18 日制定  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 30 年 4 月 1 日一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正  
令和 3 年 9 月 1 日一部改正  
令和 3 年 10 月 1 日一部改正  
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

## (事業の目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人周南市医療公社（以下「公社」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所ゆめ風車（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な指定居宅介護支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、サービス事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前 2 項のほか「周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 30 年周南市条例第 18 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 指定居宅介護支援事業所ゆめ風車

(2) 所在地 山口県周南市宮の前二丁目 6 番 27 号 介護老人保健施設ゆめ風車内  
(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う者 1 名

(2) 介護支援専門員

第2条に規定する運営方針に基づく業務にあたる者4名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午後8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(内容の説明及び同意)

第6条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、あらかじめ、利用者及びその家族等に対して、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第7条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

2 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。

3 介護支援専門員は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

2 介護支援専門員は、通常指定居宅介護支援事業所ゆめ風車相談室や利用者宅において利用者の相談を受けるものとする。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、課題分析表を用いて、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

4 介護支援専門員は、前項の定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。

- 5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 介護支援専門員は、上記の把握を行うため、居宅サービスの実施後一月1度以上、利用者宅を訪問するものとする。
- 10 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 11 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活への円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 12 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 14 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第8項2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は同第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。

15 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。

16 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第9条 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、周南市(旧新南陽市、離島を除く旧徳山市)の区域とする。

(指定居宅介護支援の利用料及び支払の方法)

第11条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者からの利用料支払いは受けないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

2 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を介護支援専門員から公社へ提出させるものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止するための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。